

第221回 独占禁止懇話会議事録

1. 日時 令和4年6月27日（月）14：00～15：45

2. 場所 公正取引委員会大会議室

（一部の会員については、オンライン方式で参加）

3. 出席者

【会員】伊藤会長、依田会員、及川会員、大野会員、鬼頭会員、河野会員、
笹川会員、白石会員、泉水会員、竹川会員、田中会員、土田会員、
野原会員、細田会員、宮崎会員、山下会員、山田会員、由布会員、
レイク会員

【公正取引委員会】古谷委員長、山本委員、三村委員、青木委員、小島委員

【公正取引委員会事務総局】

菅久事務総長、杉山官房総括審議官、田辺官房政策立案総括審議官、
大胡官房審議官（国際担当）、品川官房審議官（企業結合担当）、
原官房総務課長、小林経済取引局長、塚田経済取引局総務課長、
岩下企業結合課長、岩成取引部長、守山企業取引課長、
山本優越的地位濫用未然防止対策調査室長、山田下請取引調査室長、
藤本審査局長、宮本管理企画課長、

4. 議題
- デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて「アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化」
 - 令和3年度における独占禁止法違反事件の処理状況
 - 令和3年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組
 - 公正取引委員会の主な広報活動と課題

○小林経済取引局長 経済取引局長の小林でございます。それでは、定刻となりましたので、第221回の独占禁止懇話会を開会させていただきます。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。
本日は事前に御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点

から、対面とオンラインの併用開催とさせていただきます。

開会に当たりまして、オンラインで御出席されました会員の皆様にウェブ会議システムを用いた議事運営方式について御説明させていただきます。

毎度で恐縮でございますけれども、会議中はハウリング防止のため、お手元のウェブ会議端末のマイクは常にミュートにさせていただきます。御発言時のみ御自身のマイクのミュートを解除してから御発言をお願いいたします。ハウリングが生じた場合などには、事務局側からマイクをミュートにさせていただきます場合がございます。

また、各議題における御質問、御意見の御発言につきましては、御発言希望の事前登録のある方から指名させていただきますが、事前登録されていない方におかれましても、画面右下のチャット機能を使用して御発言希望がある旨を御入力ください。御発言に当たっては、伊藤会長の指名後に御自身でマイクのミュートを解除して御発言をお願いします。御発言後は御自身でマイクをミュートに戻してください。

また、会員以外の傍聴者の皆様はマイクとカメラの両方をオフの状態にして傍聴をお願いいたします。

では次に、新会員の御紹介をいたします。お名前を申し上げますので、その際に一言御挨拶いただきたいと思います。

株式会社読売新聞東京本社論説委員の宮崎誠会員です。宮崎会員、恐縮ですが、マイクのミュートをオフにしまして御発言ください。

○宮崎会員 読売新聞の論説委員をしております宮崎と申します。よろしくお願いたします。

今回、独占禁止懇話会に参加させていただくということで、読売新聞で公正取引委員会の記事の数を調べたところ、去年、2021年が98件で、それ以前の2015年は58件だったんですね。ほぼほぼ倍になったということで、皆さん、御承知のとおり、デジタル化が進んで社会の変革が進む中、公正取引委員会が果たす役割というものが変わってきて、非常に重要な責任を担っていらっしゃるんだと思います。また、片方で物価高が進む中、伝統的な買いたたきといった不当な行為に対する監視ということに対する期待も大きいんだと思います。

いずれにしても、公正取引委員会がお仕事を進めていく上で情報発信ということも非常に大切になっていくかと思えます。本日はよろしく願いいたします。

○小林経済取引局長 宮崎会員、どうもありがとうございました。

なお、会員の皆様には本日、事前に3つの議題を御案内しておりましたが、議題を1つ追加させていただき4つの議題につきまして意見交換をお願いできればと考えております。よろしく願いいたします。

では、会長、お願いいたします。

○伊藤会長 それでは、議事に入りたいと思えます。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日の4つの議題の紹介をまずさせていただきたいと思えます。

1番目は、デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて「アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化」、2番目は、令和3年度における独占禁止法違反事件の処理状況、3番目は、令和3年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組、4番目は、公正取引委員会の主な広報活動と課題、以上の4つです。これら4つの議論につきまして、それぞれ公正取引委員会の説明の後、会員の皆様から御意見を頂きたいというふうに考えております。

それでは、最初の議題に入りたいと思えます。デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて「アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化」につきまして、塚田経済取引局総務課長から説明をお願いいたします。

○塚田経済取引局総務課長 経済取引局総務課長の塚田でございます。

それでは、デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて、こちら、6月16日に公表いたしましたけれども、これについて御説明いたしたいと思えます。

まず、資料1ページの1、「はじめに」について御説明いたしますと、御案内のとおり、公正取引委員会の活動は大きく2つに分けられます。1つは、法令違反の疑いのある個別の行為を調査して行政処分などを行う法執行活動であります。公正取引委員会によるエンフォースメントなどとも呼

ばれております。

もう1つは、実態調査の結果を踏まえて政府の規制・制度や民間の取引慣行などについて改善を提言したり、あるいは、ガイドラインを策定・公表して違反行為の未然防止を図るといった活動であります。こちらは、アドボカシーと呼ばれております。アドボカシーに関しましては、今月7日に閣議決定されました、いわゆる骨太の方針や新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画におきまして、公正取引委員会のアドボカシー機能の強化が政府全体の方針として示されております。

このように近年はアドボカシーへの期待が高まっておりまして、公正取引委員会としても積極的なアドボカシー活動に取り組んでいるところでありますが、一方でエンフォースメントの重要性はいささかも減じていないと考えております。

公正取引委員会としては、引き続きエンフォースメントとアドボカシーを車の両輪として一層精力的に取り組み、組織全体としてデジタル化等の社会経済の変化に対応した活動を行っていくこととしております。

そのような基本的なスタンスの下で、このペーパーは、記載順に申しますと、第1に、アドボカシーの実効性の強化、第2に、アドボカシーとエンフォースメントの連携の促進、第3に、エンフォースメントの強化、第4に、それらを実行するための機能・体制の充実・強化という4本柱からなるステートメントとなっております。

資料2ページから始まる2. アドボカシーの実効性の強化では、実態調査の役割、対象分野、実施方法に関する基本的な考え方を明らかにしています。私どもの基本的な考え方を広くお示しすることにより、実態調査に対する御理解・御協力を頂き、アドボカシーの実効性の強化につなげたいと考えております。ここでは何か全く新しい取組が含まれているというわけではありませんけれども、このような考え方を明らかにすること自体が初めての試みとなります。

まず、実態調査の役割について申しますと、アドボカシーは必ずしも実態調査を伴うものではありませんけれども、特定の分野についてのアドボカシーを行う上では実態調査を実施して対象となる業種・業界の事業活動

や経済実態などを正確に把握する必要があります。

また、エンフォースメントにおいて、実態調査において得られた最新の知見や分析結果を活用することなど公正取引委員会全体の能力向上につなげることも実態調査の重要な役割と言えます。

次に、資料3ページ、(2)の実態調査の対象分野ですけれども、このペーパーでは公正かつ自由な競争の一層の促進が求められる分野として4つの分野を例示しております。

すなわち、①として規制や取引慣行などにより競争が十分に働いていないと考えられる分野、②として規制改革により新規参入の機会が拡大して今後の競争の活発化が期待される分野、③として一般消費者や中小事業者が不当に不利益を受けるおそれのある分野、④としてデジタル市場など市場が急速に変化しつつあるため迅速な競争実態の把握や競争上のルール整備が求められる分野、この4分野であります。

これらに限られませんけれども、これらの分野について情報収集を行いまして、それらのうち独占禁止法・競争政策上の問題点・論点があり、そして、公正取引委員会のアドボカシーによって競争の促進が効果的に図られると考えられる分野について、重点的に実態調査を実施しております。また、必要に応じフォローアップ調査も行っております。

それから、(3)の実態調査の実施方法等につきまして、実態調査では書面調査やヒアリングなどを行い、基本的には任意で御協力を頂いておりますが、時に、公正取引委員会の実態調査に協力する気はあるのだけれど、例えば、取引先との間に秘密保持契約があるので任意ではなかなか取引契約書などの文書を提出するのが難しいなどといったこともあります。そのような場合には独占禁止法第40条に基づく調査権限を用いて資料を提出いただくということになります。

次に、(4)の調査結果の公表・周知につきましては、実態調査の背景や問題意識を明確にした分かりやすい発信に努めることとしております。

また、調査結果の公表に併せて関係各所に対して説明したり申入れを行ったりしていますけれども、個別の事業者に対し、文書などで点検・改善を要請し、改善内容の報告を求めるといったこともあります。

3に移りまして、アドボカシーとエンフォースメントの連携の促進であります。

資料4ページ以下のこの連携の促進につきまして、まず、実態調査の調査票に申告窓口を明記して情報提供を呼び掛けるとか、あるいは、情報の取扱いを明示して、又は、情報提供者から個別に了承を得て実態調査において寄せられた情報を法執行部門に提供するといったような取組を今後も引き続き行ってまいります。法執行部門ではそういった情報を積極的に活用して、独占禁止法違反行為が行われている疑いが認められる場合には個別の事件審査を行うことによって実態調査からシームレスに個別のエンフォースメントにつなげていきます。また、このようなエンフォースメントの発動の可能性があることによってアドボカシーの実効性が更に高まるという面もあります。

続きまして、資料5ページ以下の4、エンフォースメントの強化であります。

こちらでは独占禁止法違反被疑事件に対する審査と企業結合審査におけるエンフォースメントの強化に関して、デジタル市場を念頭に置いた取組について記載をしております。

公正取引委員会においては、デジタル市場などにおける公正かつ自由な競争を促進していくために、独占禁止法違反行為に対しては排除措置命令や課徴金納付命令といった厳正な法執行を行うことを基本としつつも、個別の事件の特性に即して確約手続であるとか、関係事業者からの自主的な改善措置の申出によって迅速で機動的な競争の回復を図っているところです。また、令和元年に改定いたしました企業結合ガイドラインと手続対応方針に基づく迅速・的確な企業結合審査を実施しております。

これらの取組に加えまして、公正取引委員会としては今後情報収集を強化してデジタル市場などにおける独占禁止法違反被疑行為の一層の探知や企業結合審査に取り組むとともに、デジタル市場特有の構造なども踏まえた的確な分析によって競争への影響を明らかにしていくため、本ペーパー記載の取組により厳正・的確なエンフォースメントを推進していくこととしております。

具体的な取組といたしまして、まず資料5 ページ以下の（１）、（２）、（３）、これらはいずれも情報収集の強化に関する取組であります。

（１）の個別事件に係る情報・意見の募集について、デジタル・プラットフォーム事業者の行為の影響は多面的でありまして、また、広範囲にわたることが多く、その市場に与える影響を正確に分析するためには広範囲の関係者から多様な情報を収集する必要があります。

そこで、今後はデジタル・プラットフォーム事業者に対する事件などにおいて情報収集を効率的・効果的に行う必要がある場合には、公表に伴う審査活動や関係事業者への影響も慎重に考慮した上で、個別事件の審査の初期段階であっても事件の概要を公表して広く第三者から情報・意見を募集することとします。

公正取引委員会では、これまで事件審査や関係事業者に与える影響を考慮いたしまして、事件審査の途中段階では個別事件の審査について公表を行っていませんでした。しかしながら、デジタル・プラットフォーム事業者の取引やビジネスモデルはオープンに行われ公知の事実となっている場合が多く、個別事件の審査を公表することによる影響はカルテルや談合などといった行為に比べれば大きくないと考えられます。

また、企業結合審査についてはこれまでも第２次審査を開始した案件について第三者から意見聴取する旨公表し、広く意見を求めてまいりました。今後はこれに加え、デジタル市場の案件を中心により広く第三者からの意見を収集する必要があると考えられる場合には、第２次審査を開始しているかどうかにかかわらず、必要に応じ第三者から意見聴取する旨を公表し、情報・意見を募集することとしております。この方針に基づきまして、このペーパーを公表した6月16日に2件の案件について第三者からの情報・意見の募集の開始を公表したところです。

次に、（２）の独占禁止法第40条に基づく調査権限の行使でありますけれども、これは独占禁止法違反被疑事件の審査を開始するかどうかを判断するために実施する情報収集については、通常、任意の手法によって行っておりますが、任意の手法で情報収集が困難な場合には、必要かつ相当な範囲において独占禁止法第40条に基づく調査権限を行使することとしており

ます。同様に、企業結合審査においても必要に応じて独占禁止法第40条を活用いたします。

次に、(3)の企業結合審査における内部文書の活用であります。

迅速・的確な企業結合審査を実施するためには事実関係の正確な把握が極めて重要であります。このため、従来から必要に応じて当事会社や利害関係者から内部文書の提出を求めております。

とりわけ、デジタル市場の企業結合案件については、急速に市場状況が変化する中で当事会社がどのような意図・目的を持って企業結合を計画しているのか、企業結合が事業者や競争事業者などの様々な利害関係者にどのような影響が生じると予測しているのか、市場の将来をどのように予測しているのかなどを把握する必要があります。

このため、審査の初期段階から取締役会における資料や社内の競争分析に関する資料などの内部文書の提出を求めまして、企業結合審査を実施していくこととしております。

なお、先週6月22日、令和3年度における企業結合届出の状況の公表に併せまして、「企業結合審査における内部文書の提出に係る公正取引委員会の実務」を公表し、企業結合審査における内部文書の提出の意義、提出を求める内部文書の範囲、提出時期、提出方法といった実務を具体的に明らかにしております。

それから、資料7ページの(4)ですけれども、経済分析の活用について、今後も法執行部門におきましては、本年4月に経済分析室という組織が設置されましたけれども、この経済分析室と連携して経済分析を活用していくこととしております。

最後になりますが、資料7ページの5、機能・体制の計画的な充実・強化につきまして、以上述べましたような取組を適切に行っていくためには専門人材活用を含めた専門的知見に係る人的基盤の拡充などの質的な充実とともに、組織・人員の抜本的な拡充などの量的な充実を図ることにより、公正取引委員会の機能・体制を重点的・計画的に強化することが必要不可欠であると考えております。公正取引委員会としては関係各所の理解を得つつ、必要な人員及び体制の確保・充実に努めていくこととしております。

長くなりましたが、御説明は以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対して御質問や御意見を頂きたいと思いません。御質問、御意見につきましては、私が指名した後、お名前を名のった上で御発言をお願いいたします。また、オンラインで御出席の会員は御自身でマイクのミュートを解除して御発言をお願いします。なお、事前登録以外の方につきましても、御質問、御意見などがございましたらチャット機能を利用して御発言希望がある由の入力をお願いいたします。

それでは、御発言の希望が既に出されている土田会員、お願いいたします。

○土田会員 御説明ありがとうございました。アドボカシーとエンフォースメントの連携強化ということで、今、御説明いただいたものによれば、あるいは、文書を読む限りでは、従来よりはエンフォースメントがやや前面に出てきたのかなという印象を持っております。

私は、執行、エンフォースメントというのは独占禁止法の手続としては、本来の正攻法であって、こちらが前面に出てくるということは、私は賛成でございます。

ただ、正攻法一本やりといいますか、ハードロー一本やりというのはなかなかうまくいかないかもしれないので、ソフトロー的なアドボカシーの部分がお、手続の中で相当な部分を占める、あるいは、中心にいるということになるのかも分かりませんが、ともあれ、エンフォースメントが少しは増えそうだという方向は賛成でございます。

その上で、1つだけ質問をさせていただきたいと思えますけれども、アドボカシーの方です。アドボカシーというのは公正取引委員会の外部の人間にとってはなかなか分かりにくいところがあるのですけれども、例えば、実態調査に基づいて独占禁止法や競争政策上の問題点があれば、関係事業者などに伝えて自主的な改善を促すということであろうと思えます。

お尋ねしたいのは、このアドボカシーについては行政手続法の適用があるとお考えになっているのかどうかということでございます。御案内のとおり、行政手続法上は行政指導について、方式ですとか、あるいは、場合

によっては、一定の要件を満たす場合に行政指導を受けた相手方から中止等を求めることもできるというような規定があるわけでございます。伝統的な行政指導とはアドボカシーは違うだろうと思うんですが、その辺り、どのように考えておられるかということです。

それから、もしも行政手続法の適用が無いとしますと、アドボカシーを枠付けるような法的なルールというのは何かあるのだろうかということもお尋ねしたいと思います。公正取引委員会の全くのフリーハンドというわけにはいかないだろうと思いますので、その辺り、何かルールとしてあるのかどうかということもお尋ねできればと思います。

以上です。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、お願いいたします。

○塚田経済取引局総務課長 御質問ありがとうございます。それでは、お答えいたします。

まず、アドボカシーについての行政手続法の適用でございますけれども、例えば、一般にこういった行為をすると独占禁止法上問題となります、あるいは、こういった行為をする場合には独占禁止法上問題となりません、なので、独占禁止法上問題にならないように注意してくださいといったような未然防止の働き掛けを一般に行うような場合、こういったような場合には行政手続法の対象にはならないと考えております。

他方で、アドボカシーのやり方といたしまして、例えば、資料ですと4ページのところで記載しているように、個別の関係事業者に対して文書等で点検・改善を要請して改善内容の報告を求めるといったようなことをする場合があります。

脚注のところで具体的な例として、携帯電話の実態調査の場合の例と、それからコンビニエンスストアの場合の例が記載されております。こういったような場合には行政手続法上の行政指導ということで行政手続法の適用対象となるというふうに考えております。

それ以外の、先ほど申しましたような一般的な未然防止の呼び掛けのようなものにつきましては、何か法的な枠組みがあるというわけではござい

ません。

御回答は以上でございます。

○伊藤会長 よろしいでしょうか。

それでは、河野会員ですか。

○河野会員 恐れ入ります。河野と申します。

御説明ありがとうございました。本当に一般の消費者からの単純な質問になります。

御説明いただいた内容というのは、デジタル化と社会経済の変化に対応して公正取引委員会の今までの業務を更にエコシステム化させて、進化させていくという御提案だと受け止めました。

特に御説明いただいたアドボカシーとエンフォースメントの連携強化というのは、つい、話を伺ってしまうと横文字ということもありますが、IT産業と新規分野への関与が主となるのか、それとも、旧来の産業構造における問題点等に対しても積極的に関わってくださるのか、御教示いただければと思います。

その際、アドボカシーが取引慣行の改善や規制・制度の見直しなどにしっかりとコミットメントしていただけると思うんですけども、どの程度の効果を発現するのか、その期待度のようなものも教えていただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○伊藤会長 それでは、お願いします。

○塚田経済取引局総務課長 お答えいたします。御質問ありがとうございます。

エンフォースメントの強化につきましては、先ほど御説明しましたとおり、主にデジタル分野を念頭に置いた情報収集の強化でありますとか、競争への影響の的確な分析のための取組をお示ししておりますけれども、アドボカシーとエンフォースメントとの連携強化につきましては、河野会員御指摘のとおり、デジタル分野に限るものではございません。

先ほど実態調査の対象として検討する4つの分野を挙げましたけれども、例えば、規制や取引慣行で競争が十分に働いていない分野や中小企業・一般消費者が不当に不利益を受けるおそれのある分野、デジタルに限らずこ

ういったような分野において実態調査を行う中でも積極的に情報提供を呼び掛けるなどしてまいりたいというふうに考えております。

それから、アドボカシーが実現する期待度というのは、正にそれがアドボカシーの実効性というところでございます。アドボカシーの実効性の強化のためには、資料にもいろいろ書いてございますけれども、このような形で私どもがアドボカシーについて何を考えているのかということをお示しすることによって御理解・御協力を得て、それで実効性の強化につながるというのもございますし、これも資料に書いてございますとおり、例えば、関係府省庁との積極的な対話と戦略的な連携、あるいは、提言の内容を説得力のあるものにすること、対外発信を分かりやすく効果的なものとする、それから、もう1つ、フォローアップ調査、適時・適切にアドボカシーの内容が実現できているのかどうかということをごきちんフォローアップしていくといったようなことによって、アドボカシーの実効性というものを高めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○河野会員 ありがとうございます。

国民の力というか、適宜上手に広報、周知をしていただくと国民も無言の圧力で何となくその仕組みの中に参加できるかもしれませんので、その辺りも是非、御活用いただければと思いました。ありがとうございます。

○伊藤会長 それでは、依田会員ですか。

○依田会員 京都大学の依田でございます。1つは簡単な質問で、1つはコメントになります。

1つ目は、アドボカシーは昨年10月に公正取引委員会委員長がデジタル寡占について事前規制検討される旨、報道をされておりますが、それに当たるものでしょうか、これとはまた別のものでしょうかというのが1つの質問になっております。

もう1つは意見でございます。近年こういった形でデジタル分野についてプラットフォーム規制でヨーロッパを中心に新しい事前規制が議論されているところでありますが、競争法というのは、その合併等を除けば基本的に事後規制と位置付けられているものが多いんですが、後ほどの議

題でもあるように、アップル事件や楽天事件をみても審査を開始して、その後、改善措置が出されて審査終了になるパターンがとても多くて、これは、ある意味、事件が裁判化するようなことを未然に防ぐという意味では、一種の事前規制ともとれないこともないんですが、何をもって事前規制とするか、何をもって事後規制とするかという一種の分類学的な考え方について公正取引委員会も時間を置いていただいて全く問題ないと思うんですが、少し見解をまとめておかれると今後、我々、私たちも含めた議論がより質の高いものになるかなということを感じました。

1点目は質問で、2点目は時間を要してよいコメントでございますので、回答は全てを求めるものではございません。お願いいたします。

○伊藤会長 それでは、お願いします。

○品川官房審議官 官房審議官をしております品川でございます。

本日御質問いただいた件でございますけれども、現在、内閣官房の方でモバイルOSを中心とした競争評価をやっていただいております。これとの関係で申し上げますと、公正取引委員会では、今、OS等についての実態調査というのをやっておりまして、この実態調査を活用してこの競争評価を効率的に進めていただくということを考えてございます。

もちろん、アドボカシーというものに何か決まった形があるわけではございませんけれども、我々としては今回の実態調査をうまく内閣官房の方の競争評価につなげさせていただいて、どういう結論になるかはもちろんその競争評価の枠組みの中でこれから御議論いただく話ではありますが、そこで単なる実態把握に終わらない形の政府としての取組につなげていただければというふうに思っておりますので、ここが広い意味でのアドボカシーにつながっていくというふうに考えてございます。

もう1つの御意見、コメントを頂きましたところですが、公正取引委員会、今、審査の方でいろんなデジタルの関係の事件をやりますと、多くの事件で何らかの形で向こうが改善措置を取ったので審査を終了しますという形のものが増えてございます。

もちろん、これからいろんなケースも出てくると思いますので、事業者の側が改善措置を採らないということになれば、当然我々として行政処分

を行って裁判所に判断を求めていただくというケースも出てくると思いますし、あるいは、相手が何らかの改善措置を採ると言うんだけれども、それでも我々の方として足りないと思えばそこで措置を採るといこともあると思いますので、なかなか今の時点で一律にこういうものは措置を採らないで済ませるとか、こういうものは法的処分をするということで線引きができていないものではありませんけれども、やはり、我々としては迅速に競争環境の改善を図るということを重視を今の時点ではしておりますので、そういう意味では、相手が必要かつ十分な改善措置を採るといことが見込まれるのであれば、必ずしも行政処分という形にはこだわらないといのが現状のスタンスでございます。

○伊藤会長 よろしいですか。

レイク会員、発言、どうぞ。

○レイク会員 ありがとうございます。

各国当局との国際的な連携について、アドボカシーとエンフォースメントの連携について一言個人的な意見を述べさせていただきたいと存じます。

特に米国との関係を考えた際に、公正取引委員会の皆様は、米国の関係者や当局との連携を更に深めていらっしゃると思いますが、私はいま、米国における競争政策をめぐる環境は、大きな変革期にあるのではないかと考えています。

ワシントンでは昔から「人事は政策」と言われているのですが、ホワイトハウスで競争政策を担っているティム・ウー大統領特別補佐官、米国連邦取引委員会（FTC）のリナ・カーン委員長、ジョナサン・カンター司法次官補といった方々が、とても新しい競争政策の展開について発言をなさっています。カンター司法次官補の発言、すなわち、活発かつ効果的な反トラスト法執行の新時代の幕開けと5つの柱を立てて訴訟をどんどんやっていくのだというお考えは、経済界ではとても重く受け止められているわけであります。多くの方々が御自身を、ある意味ではアクティビストであり、競争政策エンフォースメントの始まりと、そういう時代だとおっしゃっています。

一方で、同じく民主党政権で財務長官だったラリー・サマーズ氏が、こ

うした競争政策がアメリカ経済に与える悪影響について懸念を表明するというようなことが起きております。このような状況を踏まえ、私がお話ししたかった意見、そしてお願いとしましては、国際的なエンゲージメント、特に米国との関係では更に広いエンゲージメントをしていただいて、例えば、ワシントンの当局だけではなくてシンクタンクや経済界と、広い意味でのいろいろな新しいデジタル社会時代の米国の競争政策の展開について情報共有や、さらには日本国としてのアドボカシーを推進していただけると更に国際社会の中で充実した議論になっていくのではないかと存じます。

以上、個人的な意見でございます。ありがとうございます。

○品川官房審議官 今、コメント頂きました件でございますけれども、アメリカが今、非常に競争政策、新しい動きが出ております。いずれの2つの当局、いずれも非常にアグレッシブなリーダーが着任をしております。

一方で、新しいリーダーがやろうとしていることについて、必ずしも今の時点で、例えば、差止めの訴訟が多発化しているかということと必ずしもそうではないというところもあるようでございまして、現実に進めていく上ではいろんな各方面との議論は不可欠だろうというふうに思っております。

もちろん、我々、各国当局との間でデジタルに関していろんな情報交換しておりますけれども、当局だけにももちろん限るものではありませんので、いろんな方向から意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

○伊藤会長 田中会員、お願いいたします。

○田中会員 立教大学の田中でございます。

私からは基本的なコメント、意見になるんですけれども、アドボカシーという言葉は非常に難しい言葉ですよね。今回のレポートの中でも唱導という漢字で表現されていますけれども、唱導と聞いても多分分かる日本人の方はほとんどいらっしゃらないかと思えますし、今のディスカッションを聞いていても、やっぱり皆さん、アドボカシー、それぞれ理解の仕方がかなり異なっているんじゃないかと思えます。

米国のFTCのアドボカシーをみますと2つ目的が書かれていて、1つ目は正に競争政策、競争法についての実行に関するサポート、プロモートをするということで、どちらかということ非常にマーケティングの用語に近

い、推奨するとか、プロモートするというのが多分趣旨のようになっていまして、2つ目として、ポリシーメーカーとパブリックに対して自分たちがやっていることについて広めていくと、伝えていくというようなことが書かれているので、やはり、本質的にアドボカシーという用語は米国のFTCにおいても自分たちがやっていること、あるいは、やろうとしていることに関してきちんと、日本語的に分かりやすく言うと、広報活動していくとか、伝えていくというところが趣旨だと思いますので、もう少しサイトとか、あるいは、レポートにおいても端的に分かりやすい表現にされないと、8ページのレポートを見てもやっぱりかなり分かりにくい。

専門的な方が御覧になられてディスカッションしてもそれぞれ使い方、解釈の仕方がかなり違うと思いますので、是非、FTCの目的2つを参考にさせていただいて、もっと分かるような表現にされた方がよろしいんじゃないかと思ったのと、それから、そういう意味では、社会的要請としては、やはり競争法に対する注目が非常に集まっている、そこに対する重要性が高まっている、だからこそ事前にポリシーメーカーとかパブリックに対して自分たちの活動をアドボケイト、推奨、プロモートしていく必要があるというところが社会的な要請だと思いますので、正にその要請からしてアドボカシーとか唱導という用語を使っていること自体が、恐らくアドボカシーのプリンシプルに反しているんじゃないかと思いますので、是非、早急に言葉の定義、使い方をもっとシンプルに、正にパブリックに対して広めていく活動がアドボカシーなんで、一般の方にも分かるような、是非、用語に早急に切り替えていただいて使っていただいたらよろしいんじゃないかと思いました。

以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございます。

何かありますか。

○塚田経済取引局総務課長 御指摘ありがとうございます。

御指摘のとおり、アドボカシー、非常に難しいということはいろいろなところからの御指摘を頂いているところでございます。アドボカシーは、例えば、閣議決定などでは「提言」という言い換えをされることもあるん

ですけれども、必ずしも「提言」だけではなくて、先ほど田中会員御指摘のあったように、一種の「啓発」のようなニュアンスもございます。

おそらくそれを全て表そうとした言葉が多分「唱導」という言葉なんじゃないかと思うんですが、そうするとますます分からなくなってしまうというところがございます、やはりそういった点、アドボカシーというのが一体何であるのかというところをもう少し分かりやすく伝えていけるよう、我々としても少し工夫してまいりたいと思います。

○伊藤会長 ほかに御発言ありますか。よろしいですか。

それでは、時間が少し押しておりますので、続きまして2つ目の議題である、令和3年度における独占禁止法違反事件の処理状況につきまして、宮本管理企画課長から御説明をお願いいたします。

○宮本管理企画課長 管理企画課長の宮本でございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の独禁懇221-1と右上にあります資料の後ろの部分、横長のプレゼン資料のような形となっております、「令和3年度における独占禁止法違反事件の処理状況（概要）」とある資料を御覧ください。これに基づき説明させていただきます。

1ページ目になりますけれども、左上のグラフを御覧ください。令和3年度の法的措置ですけれども、これは排除措置命令と確約計画の認定になりますけれども、件数としては5件ございまして、行為の内訳といたしましては、黄色の部分、入札談合が3件、緑の部分、不公正な取引方法が2件となっております。

また、右上のグラフを見ていただくと分かりますが、5件のうち3件が、こちらがピンク色の部分ですね、排除措置命令、2件が茶色の部分、これが確約計画の認定となります。

そのほか、事業者が自主的に改善措置を申し出たもので、これが実施されれば独占禁止法上の問題は解消されるものとして審査を終了することとしたもの、緑の部分ですけれども3件ございます。

それから左下のグラフですけれども、令和3年度は、排除措置命令を行った3件の事件において、総計31名の事業者に21.8億円の課徴金の納付を命じております。

続いて2ページ目ですけれども、令和3年度に法的措置を採った5件の事案の一覧が行為類型ごとに示されております。

1つ目の類型が入札談合ですけれども、群馬県に所在する施設を対象とした機械警備業務の入札談合事件、日本年金機構が発注する、いわゆる「ねんきん定期便」の印刷発注等を始めとするデータプリントサービスの入札談合事件、それから、独立行政法人地域医療機能推進機構、JCHOが発注する医薬品に対する医薬品卸による入札談合事件です。

最後のJCHOに係る入札談合事件は、令和2年12月に検事総長に告発を行ったもので既に有罪も確定しているのですけれども、行政事件としても排除措置命令及び3社に課徴金の納付を命じています。

2つ目の類型が不公正な取引方法で、いずれも確約計画を認定した事案になっております。

1つ目がBooking.com B.V. に対する件で、これはオランダの会社ですけれども、同社が運営するBooking.comという世界的なオンラインの宿泊予約サイトにおいて、掲載する宿泊業者に対して宿泊料金や部屋数について、ほかの同じような宿泊予約サイトなどと同等又は有利な条件、いわゆる同等性条件と呼ばれるものですけれども、これを求めていたというものです。

もう1件がアメアスポーツジャパン株式会社及びウイルソン・スポーツ・インク・グッズ・カンパニーそれぞれに対する確約計画の件で、テニスラケットの並行輸入妨害事件です。

アメアが日本における販売会社で、ウイルソンがアメリカに存在する輸出側となります。本件は、平成10年以来の並行輸入妨害事件であり、また、並行輸入妨害事件としては外国に所在する輸出側の方に対して法的措置を講じた初めての事件となります。

3ページ目を御覧ください。

今、説明したように、確約計画の認定の主眼は迅速かつ効果的な処理をするということもありますけれども、事件によっては事業者の自発的措置を踏まえて審査を終了するという事案もございます。令和3年度におきましては、こうした事案について3件公表を行っております。

具体的な事案としては、この3番目にありますデジタル・プラットフォーム事業者によるアプリケーション事業者の課金方法の制限ということで、これは昨年9月の独占禁止法懇話会でも紹介しましたアップル・インクに対する件です。

アップルはスマートフォンアプリを紹介するストア、App Storeを運営しておりますけれども、デベロッパーのアプリ内で販売する音楽、電子書籍、動画などのデジタルコンテンツの販売を行う場合に、アップルが指定する課金を義務付けていることに加えて、アプリ外での購入に誘導する外部リンク、アウトリンクと呼ばれるものですが、これをアプリに含める行為を禁止しておりました。

アップルからは審査の過程でリーダーアプリのアウトリンクを許容するという申出があったことから独占禁止法上の問題点が解消するとして審査を終了しております。

それから、その下、インターネット葬儀サービス業者の件ですが、これは「小さなお葬式」という名称のインターネット葬儀サービスを運営しているユニクエストが特約代理店制度といって他の競争事業者と取引しないことを条件に委託料金などを引き下げるといような制度を採用していたのですが、これもユニクエストから特約代理店制度の廃止の申出があり、独占禁止法上の問題を解消するものとして審査を終了したものです。

一番下がオンラインモール運営事業者による出店者の送料に係る取引条件の不利益変更に係る事件で、楽天グループによる、御存じだと思いますが、「共通の送料込みライン」という施策、具体的には3,900円以上の注文をする場合には送料無料と表示されるものですが、楽天グループの営業担当者の中には「共通の送料込みライン」に参加しない店舗の不利益な取扱いを示唆するといった事実が認められまして、楽天グループからは「共通の送料込みライン」の参加について、出店事業者の意志を尊重するという会社の方針を営業担当者や出店事業者に周知する、この会社の方針に反する働き掛けを行った従業員に対する処分規定を整備するといった改善措置の申出がありました。

この措置によって独占禁止法上の問題点が解消されるということで審査を終了したものでございます。

4ページを御覧ください。

これは、今、御紹介した案件について、対象となった分野をまとめたもので、令和3年度におきましても社会的ニーズに対応して多様な事件に取り組んだところでございます。

警備業務についてはこれまで法的措置を採ったのではありませんけれども、今回初めて採ったことになりまして、年金関連の入札や医薬品の入札といった、高齢化が進展する中、国民生活に密着した分野の事件も取り上げております。

それから、デジタル分野、これは競争促進というのが政府全体の課題でありまして、その関係ではスマートフォンアプリ、つまりApp Storeの件ですね、あるいは、オンラインモール楽天ですね、楽天といった国民なら誰でも知るようなデジタル・プラットフォーム事業者の問題にも取り組みましたし、同じくApp Storeや宿泊予約サイトBooking.comですね、こういった国外の事業者が運営する世界的なデジタル・プラットフォームも複数取り上げているということが令和3年度の特徴であります。

IT・デジタル関連分野につきましては、もう少し補足させていただきたいと思っております。

次のページになりますけれども、IT・デジタル分野というのは複雑かつ急速に変化するという特性がありまして、そうした特性も踏まえて競争上の問題を早期に実現するといった効果的な措置を講ずることが重要でありまして、令和3年度のIT・デジタル分野でもこういった効果的な措置を講じているところでございまして、特徴的なものを御紹介しますと、一番上のアップル・インクの件では、先ほど紹介しましたように、アウトリンクの許容という改善措置の申出があったのですが、これは我が国だけではなく全世界のApp Storeにも適用されるというもので当委員会の審査が大きな影響を与えるものであったと考えております。

また、一番下のBooking.com B.V.に対する件ですけれ

ども、Booking.com自体は同等性の条件を義務付けていたということが問題になったのですけれども、Booking.com自体は同等性を義務付けるに当たってランキングアルゴリズムを利用して、それで同等性条件を守らないホテルはランキングアルゴリズムで不利に扱うといった行為に対応していたわけではなかったのですけれども、この確約認定の措置の手続の中でBooking.comの方から自主的にランキングアルゴリズムなどを利用して同等性条件を守らせるというようなことはしないというような措置を自主的に申し出てきたものでございます。

確約計画認定については、こうした関係人とのコミュニケーションを通じて排除措置命令とは異なった措置を導き出せるということもメリットの1つであると考えております。

次に、公正取引委員会といたしましては、優越的地位の濫用や不当廉売といった中小事業者に不利益を与える行為についても厳正かつ迅速に対応しているところでございます。

資料の7ページは優越的地位の濫用への対処についてまとめてございます。

優越的地位の濫用事件につきましては、効果的・効率的に対応するために審査局に優越的地位濫用事件タスクフォースというものを設置しております。令和3年度はこのタスクフォースにおいて46件の注意を行いました。この中には新型コロナウイルス感染症の影響により生じた不利益を取引業者にしわ寄せをする行為についても注意を行っております。

次のページを御覧ください。

不当廉売ですけれども、不当廉売に関しましても迅速な対処が必要ということで、原則として2か月という処理期間を定めて集中的に処理しております。令和3年度は244件の注意を行っております。

最後、9ページになりますけれども、公正取引委員会では審査を行った事案において、競争政策上必要な措置を講ずるべきと判断した場合については、発注者に要請するなどしており、令和3年度は、日本年金機構の談合事件におきまして、機構が談合情報に接していながら公正取引委員会に情報提供していなかった、また、入札方法においても事前に入札参加者が

他の入札参加者を把握でき、実際これを踏まえて事業者側も対応していたという事実が認められたことから、これらの点について所要の改善措置を講ずるよう要請しております。

以上、簡単ではありますが、令和3年度の独占禁止法違反事件の処理状況の説明となります。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、先ほどと同じように今の御説明に対しての御質問とか御意見、御発言いただきたいと思います。

私のところに白石会員の方から発言希望が来ていますので、白石会員、どうぞ。

○白石会員 ありがとうございます。白石でございます。

様々な制約の下で多くの成果が上がっていることがよく分かりました。他方で、かなり前から在庫であった一部の事例を除きますと、最近の確約手続を含めた法的措置の事例や、報道される立入検査の事例を拝見すると、市場の規模や企業の規模が比較的小さく、公正取引委員会として案件の進行が比較的容易な事例が多いような印象を受けております。もちろん、そのことにも種々の御苦心はあるだろうと拝察しております。

しかし、大きな市場、大きな企業について取り上げることが減り、小さな事例ばかり発信され、報道される状況が続くと、企業において独占禁止法がどれほど重視されるかということに関する雲行きも変わってくる可能性がありますし、事件を申告する側も、申告してもどうせ取り上げてもらえないという雰囲気になってしまうかもしれないと感じております。

私の発言は以上です。ありがとうございました。

○伊藤会長 何かそちらの方からありますか。

○宮本管理企画課長 かなり厳しいお言葉だったのですが、我々としても、やはり社会的に影響のある事件、もちろん、企業の規模だけや市場規模だけでは計れるものではないと思っておりますけれども、やはり社会的に影響の大きい事件については優先に、かつ厳正に取り組んでいきたいというふうに考えています。

○伊藤会長 ほかにどなたか御発言、あるいは御質問ありますか。よろしいですか。

それでは、次の3つ目の議題に移りたいと思います。

3つ目の議題は、令和3年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組につきまして、守山企業取引課長及び山田下請取引調査室長から御説明をお願いしたいと思います。

○守山企業取引課長 それでは、令和3年度における下請法の運用状況及び取引公正化に向けた取組について、下請取引調査室及び企業取引課より御説明させていただきます。

まず、運用状況について、山田下請取引調査室長から説明をさせていただきます。

○山田下請取引調査室長 下請取引調査室長の山田と申します。よろしくお願いたします。

お手元のパワーポイントに沿ってポイントを御説明いたします。

次のページ、2ページ目から御説明いたします。

下請取引におきましては、下請事業者が親事業者から下請法違反に該当するような行為を受けても、その立場上、当委員会等に報告しにくいという事情がございますので、親事業者と下請事業者双方に対しまして定期的に書面調査を行いまして、下請法違反行為が生じていないか情報収集を行っております。

令和3年度におきましては、親事業者6万5000名、下請事業者30万名に対し調査票を発送いたしました。また、親事業者調査につきましては、令和2年度より調査対象を5,000名増加し、フリーランスとの取引割合が高い業種、例えば、放送業や情報サービス業などの調査比率を高めました。

令和3年度の下請法違反被疑事件の処理状況でございますが、新規着手件数が8,464件、処理件数が8,100件となっております。勧告・指導の件数の推移でございますが、勧告とは下請事業者に与える不利益が大きい場合に行われるものでして、勧告の内容とともに、その事業者名を公表しております。また、指導とは、勧告するまでには至らない違反行為、又は違反のおそれのある行為について行っており、原則として非公表としております。

令和3年度の勧告件数は令和2年度と同じく4件となっております、いずれ

の勧告事件も下請代金の減額行為となっております。

令和3年度の処理状況については、最低賃金の引上げ、原材料価格の上昇などによりまして下請事業者への不当なしわ寄せが生じないように、買いたたき事案について積極的に対処したほか、新型コロナウイルス関連といった喫緊の課題に対応しました。

勧告・指導件数の業種別内訳でございますが、製造業、卸売業、小売業、情報通信業の割合が高くなっております。これは、これらの業種に属する事業者が多いこと、また、これらの業種におきまして下請取引が多く行われていることが要因と考えております。

類型別件数でございますが、手続規定違反が6,133件、全体の約44%となっております。また、実体規定違反が7,878件、全体の約56%となっております。

7ページの右の円グラフに移りまして、実体規定違反の内訳でございますが、支払遅延、減額、買いたたきが多くなっております。これらの3つの違反行為については、過去5年間をみましても上位3位を占めております。

令和3年度の原状回復額については、5億5995万円、原状回復を行った親事業者数は187件、原状回復を受けた下請事業者数は5,625件となっております。

転嫁対策に向けた集中取組期間における対応でございますが、令和4年1月から3月の間、集中的に60件の立入調査を実施するとともに、買いたたきについて212件の指導を行いました。

私からの説明は以上です。続きまして、守山企業取引課長より御説明いたします。

○守山企業取引課長 それでは、引き続きまして、企業取引課長でございます、守山と申します。

中小事業者等の取引公正化に向けた取組について、直近の状況について御説明をさせていただきます。

皆さん御存知かと思えますけれども、昨年12月に政府全体におきまして、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」

が取りまとめられてございます。

この施策パッケージにおいて盛り込まれましたアクションを中心に、更に公正取引委員会としても定めておりますアクションプランについて、この3月に新たに「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」ということで策定を改めてさせていただいたところでして、その中に総合的な取組というのを充実させ、現在それらの実現及び更新ということを力を入れて取り組んでいるところでございます。

具体的な中身でございますが、この表に書いてございますとおり、3つの柱がございます。

1つが、価格転嫁円滑化スキームということでございます。端的に申せば、関係省庁との連携をしっかりとっていくこと、情報提供とか面的な対応をしっかりとっていくということでございます。2番目が独占禁止法の執行強化でございます。3番目は下請法の執行強化ということで、3つの柱が中心ということになってございます。

それでは、まず1番目の価格転嫁円滑化スキームについての直近の取組、対応強化についての御説明をさせていただければと思います。

価格転嫁円滑化スキームにおいては、この関係省庁から情報提供、要請を受け付けていくということで、さらには、匿名でも違反行為に関する情報提供をしていただけるフォームを運用しているところでございまして、令和3年度末までに144件の情報提供を頂いたところでございます。

加えまして、政府全体のこのパッケージの中でも記載されておりました、令和3年度の下請法の執行結果に関して、処理結果について、私ども公正取引委員会と中小企業庁が合算をして、件数、違反類型に関して業種ごとの分析といったこと、今までになかった踏み込んだ分析でございまして、これらを盛り込んだ報告書を取りまとめたところでございまして、これに基づき、パッケージの方にも書かれておりました、重点的な立入調査を実施する業種の選定というものをこの5月末日に行ったところでございます。

具体的には、買ったたきの類型において、令和3年度、両省庁の執行件数が多い、上位の業種として非製造的分野では道路貨物運送業、いわゆる物づくり、製造業の関係では上位3つということでサプライチェーンのつ

ながりも踏まえつつ、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を重点立入業種として選定させていただいたところございまして、この重点的な立入調査については既に開始をしているところでございます。

2番目の柱、独占禁止法の執行強化でございます。こちらにつきましては、この独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査を現在行っているところでございます。サプライチェーンのつながりを踏まえつつ、3つの類型、いわゆる生活関連のサプライチェーン、物づくりのサプライチェーン、そして、サービス業の連携の形ということで、この3つのサプライチェーンの形を踏まえつつ、合計22業種の選定をさせていただいたところございまして、こちらについても既に調査を開始しているところでございます。引き続きまして、立入調査や問題につながるおそれがある行為が見受けられた事業者については、注意喚起文書の送付などをしっかりやっていきたいというふうに考えてございますし、年内を目途にその調査結果の取りまとめについても行いたいというふうに考えているところでございます。

2点目が、スタートアップをめぐる調査でございます。こちらにつきましても、大企業とスタートアップとの取引に関する調査については既に開始したところございまして、緊急調査と同様に今後、立入調査や事業者への文書送付など着実に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

3番目が荷主と物流事業者に関する調査でございます。こちらにつきましては、令和3年度に行った調査について、既に今年の4月に、この問題につながるおそれがある行為に関連する荷主への注意喚起文書の送付や調査結果の取りまとめについて行ったところございまして、先ほど御説明をさせていただいた業種分析報告書の中にも、この荷主と物流事業者の関係に関する調査結果については盛り込んだ上、関係省庁や関係の事業者団体についても、既に結果については御連絡送付済みということでございます。

4番目が、こちらも昨年末のパッケージにおいて盛り込まれた事項でござい

ございますが、厚生労働省の労働基準監督機関との連携強化ということでございまして、労働基準監督機関において、いろいろな労働関係の問題事案が見つかった際に、その背景にこの下請取引の不適正な事案があるというふうに認められた場合には、私ども公正取引委員会の方に情報提供を強化してもらえるとといった、そういう中身でございます。

5番目は公正取引委員会の体制強化・独占禁止法の適用の明確化ということで、前回のこの独占禁止懇話会の際に優越的地位濫用未然防止対策調査室の新設について御報告をさせていただいたかと思っておりますが、その後でございますけれども、立入調査の体制を強化するという観点から、1番下でございますけれども、この5月から優越Gメンの体制を創設させていただいているところでございます。

右側3番目が下請法の執行強化でございます。下請法の執行強化に関しましては、従前から御説明差し上げていたとおり、買いたたきに関する解釈の明確化等々について取り組ませていただいたところでございます。今年の直近から強化させていただいた取組としては、2番目の買いたたきに対する取締り強化のその下でございますけれども、下請法を共管しています中小企業庁と共同で再発防止が不十分な事業者に対する取締り役会決議を経た上での改善報告書の提出要請の運用強化ということをこの5月から開始をしているところでございます。

さらには、4番目でございますけれども、現在、ソフトウェア制作業、多重下請構造が指摘されるソフトウェア制作業に関して、取引適正化に関する実態調査について、今、最終的な作業を行っているところでございまして、こちら、もうすぐでございますけれども、6月目途に調査結果を取りまとめて公表したいというように考えているところでございます。

さらには、5番目でございますけれども、経済団体等への各種取引適正化に関する取組についての周知の働きを行っているところでございます。

さらに、今後の取組として主たるところ1点御説明させていただきますと、先ほど御説明差し上げた業種分析報告書の結果も踏まえて、一番左側の価格転嫁円滑化スキームという各省と連携をする中身について、今後、法違反が多く認められる業種については、事業所管省庁との連名による事

業者団体に対する自主点検の要請についても今後速やかに実施することと
いうことで現在準備をしているところでございます。

私の方から、少々長くなりましたが、説明は以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対しての御質問あるいは御意見を頂けれ
ばと思います。

既に私の方に2名の方のリクエストがきていますが、細田会員、お願い
します。

○細田会員 御指名ありがとうございます。また、御丁寧な御説明ありがとうござい
ました。

私の方からは意見を1点と、質問を1件申し上げます。

既に独占禁止懇話会でも何度か御案内しておりますが、一昨年より日本
商工会議所の三村会頭が中心となり、大企業と中小企業がバリューアップ
もコストアップもサプライチェーン全体でフェアに分かち合う趣旨で、共
存共栄の関係の構築を目指す、「パートナーシップ構築宣言」という活動を
進めております。

こちらは政府とも一緒に推進しておりますが、本日現在で1万239社が署
名しており、日本商工会議所としても評価できる事業が進んでいると思っ
ております。しかし、現在、多くの中小企業がコロナ禍や、ロシアのウク
ライナ侵攻問題や、円安の影響等によってエネルギー価格や原材料、資材
価格の急激な高騰に見舞われております。

昨年ぐらいから価格転嫁の必要性については多く話題に上がっておりま
したが、現在、更にもその点が苦しくなっている状況と認識しておりま
す。日本商工会議所の本年2月のアンケート調査でも、8割以上の企業に
おいてB to B取引においては販売先との取引条件の改善が進んでいない
という結果も出ております。

また、本年4月の調査におきましては、過半数の企業において円安はデ
メリットの方が大きいという結果が出ております。

そのような状況で、中小企業を取り巻く厳しい状況の改善に向けて、本
年1月から3月の転嫁対策に向けた集中取組期間において、公正取引委員

会による立入調査と指導が行われたことや、3月に令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプランが策定されましたことは高く評価しております。

また、次の議題にも関わりますが、公正取引委員会や中小企業庁と共同して、日本商工会議所としても取引適正化に向けた取組を周知・徹底していく趣旨の動画を配信する予定にしております。こちらは、7月4日の撮影、中旬からの配信を予定しております。

今後も官民連携で取引環境の適正化が進んでいくことを期待いたします。また、考え方を1点確認したいと思っております。これまでの対策や、今回の御説明でもB to Bの取引についてはかなり踏み込んだ行動を取られていると理解しておりますが、現実には生活用品や食品等のB to C取引に関して、大手企業では値上げの報道等が出ており、これからもほぼ値上げができるものと思っておりますが、中小零細企業にとってはまだまだ厳しい状況でございます。

中間であるところの大手スーパーさんや、問屋さん等に対して値上げの申請をしても受け入れられない、「貴社の他にも取引先がございます」という趣旨のことを言われてしまう状況が実際でございます。このようなことにも踏み込んだ調査を是非していただきたいと思っております。

一方、賃上げの話も国として出ております。賃金を上げるためには、企業としても実入りが増えてこないと回していけないということもありますので、そういったところにも踏み込むような活動を今後されるのかどうか是非お聞きしたいと思います。

以上でございます。

○伊藤会長 では、どうぞ、今の点についてお答えいただけますか。

○守山企業取引課長 御質問ありがとうございます。

この政府全体で今取り組んでおります転嫁円滑化施策パッケージにつきましては、このパッケージの考え方自身が、適切な価格転嫁に向けた環境整備が賃上げの推進に資するという、そういった考え方に基づき政府全体において取りまとめられています。

その中で、先ほど緊急調査を正に行っているところだというふうに申し

上げましたけれども、こちら、3つのサプライチェーンという観点から、物づくりや、いわゆるサービス提供関連、そして、生活関連のサプライチェーンについても今回、いわゆる取引関係についての積極的な情報提供を各業種の下請事業者をお願いをしているところをごさしまして、いわゆるエンドユーザー業種、B to CのCのところと取引しておられる業種様につきましても、今回調査の対象業種ということにしており、端的には小売業であったり、卸売業も含めてということで今回調査をさせていただいているところをごさしまして、そういった調査などを通じまして、不当なしわ寄せがあれば適切に対処するというところで取り組んでまいりたいというふうに考えているところをごさします。

参考まででございますけれども、私どもの適切な価格転嫁の取組も含めて、ほかの関連する施策も含めて、直近の骨太の方針であったり、いわゆる新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画においては、賃上げの推進という方向性とも関連付けて整理されているという点も併せて御紹介をさせていただきます。

私からは以上です。

○伊藤会長 はい、どうも。よろしいですか。

○細田会員 ありがとうございます。

○伊藤会長 それでは、河野会員ですね。河野会員、お願いします。

○河野会員 御説明ありがとうございました。

今の御意見とほぼですね、立場は違いますが同じような趣旨で意見をお伝えしたいと思います。

価格転嫁円滑化スキームによりサプライチェーンの、特にB to B取引においての監視を強めていただいているというのを御説明いただきました。効果が着実に上がっていくのではないかと期待しております。

議題の趣旨から少し外れますけれども、エンドユーザーである消費者にとっても昨年末からのエネルギー高騰や、それに続く食品、日用品、外食等の値上げ攻勢で日々の生活に影響が出始めています。現状の価格上昇というのが、競争によって価格抑制を図るという従来の手法は余り通用しないのではないかと認識しております。

そこで、価格転嫁が円滑に進むとサプライチェーン内で削減対象になりがち賃金の値上げが逆に保証されることにつながって、社会全体に対して、今の社会経済状況に対して大きなインパクトを与えるような、そのきっかけになるのではないかと考えているところです。

今後に向けて、そうした国全体、企業の経済活動だけではなく、それが国民生活全体に及ぼす影響等についても御配慮いただいた上でこういった施策をしっかりと浸透していくように進めていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○伊藤会長 はい、どうも。今ので何かございますか、賃金だったろうと思うんですが。

○守山企業取引課長 先ほど御説明差し上げた点でも重なるかと思えますけれども、直近の政府全体の骨太の方針や新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画におきましても、そういった関係の施策というのを全体示しながら政府として総合的に取り組むんだということがしっかりと方向付けされているというふうに理解しております。以上補足させていただきます。

○伊藤会長 どうもありがとうございます。よろしいですか。

それでは続きまして、笹川会員、お願いします。

○笹川会員 笹川でございます。発言の機会を頂きまして、どうもありがとうございます。

私は日本生協連という生協に所属をしておりますので、事業者の立場でということと、消費者の立場でということで少し関連する部分になるんですけれども発言させていただきたいと思います。

事業者の立場といたしましては、転嫁の問題については本当にきちんとやっていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、細田会員もおっしゃってございましたけれども、サプライチェーン全体で持続可能なスキームを作っていかなければ、どこかだけがへこんでいるということではできませんので、きちんと実施してまいりたいというふうに思います。

また、消費者の立場で言いますと、この間、非常に物価が高騰していて、1点心配なのが、便乗値上げが生じるということが起きると大変問題だな

というふうに考えておりますので、合理的な理由なく不当な便乗値上げがないようにということを考えますので消費者庁にも窓口ができていうふうに聞いておりますけれども、その活用だったり、連携だったりということについても御配慮を頂きたいというふうに思います。

以上でございます。

○伊藤会長 はい、どうも。便乗値上げについて何かありますか。

お願いします。

○岩成取引部長 御質問ありがとうございます。便乗値上げの点だけ簡単に触れたいと思います。

公正取引委員会としては、便乗値上げなるもの、そのものへのアプローチというのは難しい部分もありますけれども、当然ながら、例えば、原材料価格の上昇などを背景にした価格カルテルがありますというような場合には、厳正に対処しているところでありますし、これからも、価格カルテルによる便乗値上げがあるといった情報に接した場合には厳正に対処していきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○伊藤会長 ほかにどなたか御発言ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、4番目のテーマに入りたいと思います。公正取引委員会の広報活動につきまして、原官房総務課長から御説明をお願いします。

○原官房総務課長 官房総務課長の原と申します。

本日は、公正取引委員会の主な広報活動と課題という議題で御報告をさせていただきます。

スライドを1枚お進みいただきまして、このスライドは最近我々いろんな場面で利用させていただいているものでございますけれども、本日の1つ目の議題でも説明がございましたエンフォースメントとアドボカシー、すみません、この場では取りあえずアドボカシーと呼ばさせていただきますけれども、エンフォースメントとアドボカシーの連携強化、それを進めているというものを模式図したスライドでございます。

広報活動は個別の違反事件の処理であったり、実態調査の公表であったり、個々の場面でも大変重要な役割を担っておるというふうに思っております。

ますけれども、併せまして、アドボカシーの中でも広く国民の皆様全般の理解増進と、こういった観点でも重要な役割を果たしているものというふうに考えてございます。

続いてのスライドは主な広報活動ということでまとめてございますが、1つお断りですけれども、本日は広報活動の中でも国内向け、こちらだけに特化してございます。このスライドでは対象となります方それぞれに向けて、大変大ざっぱではございますけれども、幾つか分類しております。国民各層向け、事業者さん向け、消費者さん向けといったようなものでございますが、このうち幾つかについて本日は御紹介したいと思っております。

続いてのスライド、消費者セミナーというものの活動でございます。平成22年から始めておりますけれども、広く一般消費者の方を対象として実施しておりますものでございます。

主に各地の消費者団体の方を対象とすることが多い活動でありますけれども、それ以外にも地方自治体が主催するような市民大学、こういった講座を活用するというようなことも行っております。内容はできるだけ柔らかくということで独占禁止法の簡単な紹介、さらには、やはり消費者の皆さん関心が高いということで景品表示法、地方事務所で運用しておりますけれども、そちらについて説明する機会も多くございます。最近の実施状況につきましては、スライドの一番下のところに記載しているとおりでございます。

続きまして、独占禁止法教室ですけれども、こちらは平成14年から開始しているものでございます。初めは中学生の方を対象に始めました。その後、大学生、高校生と対象を拡大してきております。我々職員が講師として出向きまして行っておりますいわゆる出前授業でございます。

大学につきましては、これまで主に法学部の方を対象に実施しております。大学の場合は主に講義形式、座学で行っておりますけれども、中学生とか高校生の皆さんには単純にこちらが話すだけでは非常に飽きられてしまうということが多い状況でございますので、シミュレーションゲームを行ったりですとか、それから学生や先生にも参加していただいた形で模擬立入、こういったようなことも行って、できるだけ興味を引くような活動

を行っております。

続いてのスライドには独占禁止法教室の実施状況をまとめさせていただいております。棒グラフが並んでおりますけれども、下から積み上げで中学、高校、大学の件数となっております。

御覧いただけますように令和元年度ぐらまで、こちらは比較的堅調に右肩上がり推移してまいりましたけれども、それ以降につきましてはコロナの影響によりましてなかなか厳しいと、そういった中でもオンラインを活用いたしまして何とか一定数を保っているかなというような状況でございます。

また、大学生向けに関しましては、先ほど、従来法学部を中心にと申し上げましたけれども、当委員会の活動領域、様々に拡大しております。デジタルなどを始めとして専門領域が広がっている状況もございますので、学生の対象も従来の法学部と、こういったところに捕らわれず、いろんな学部の方向けに、若しくは専門学校も含めていろいろ活動領域を広げているというようなアプローチをしている状況でございます。

また、この独占禁止法教室につきましては二次的な広報につながるようということで取材を受けており、やっている状況を取材していただいております。

こちらの次のスライドは、すみません、新聞記事の写しなものですから皆様方に配付している資料からは除いてございます。画面の投影だけでございますけれども、1つは今年の5月に報道していただいたものでございます。「役立つ独禁法、プロが伝授」というものですけれども、この中に、先ほど平成14年から始めましたと申し上げ、ちょうど20年たったところなんですけれども、今までの受講者数が16万人を超えているというようなことを報道していただいております。これは自分でも余り認識しておらず、報道を見てそんなにいるんだということを感じたところでございました。

もう1つの新聞記事でございますけれども、こちらは中学生向けにシミュレーションゲームをやっている最中、それを報道していただいているようなものでございます。

続いてのスライド、これは省略させていただきます。

スライドの8ページまでお進みいただきまして、総長定例会見という活動について御紹介でございます。

原則、毎週水曜日に事務総長によります定例会見を開催しております。毎週毎週テーマを1つ又は複数選びましてこちらから積極的な発言をし、質問を受けて様々なメッセージを発信することとしております。個別の公表に限らずいろんな機会を利用するという意味でこれも1つ、多様なメッセージの発信の機会として利用させていただいております。

また、記者の皆さんとフラクにやり取りさせていただくということで、記者の皆様方にとっても独占禁止法なり、公正取引委員会の理解の増進、こういったものにもつながっているのではないかなというふうに考えております。年間の開催件数は約40回ほどとなっています。

また、以上は事務総長による定例会見でございますけれども、これ以外にも公正取引委員会の委員長によります記者との懇談会というものも不定期ではありますが開催しております。本日の1つ目の議題のステートメント、あちらの公表のときも、6月16日でしたけれども委員長と記者の皆さんとの懇談会というのを開催いたしまして、委員長からあちらのペーパーの内容について詳しく御紹介、重点事項の説明などをしていただいているというようなことを行っております。

続いてのスライドは公正取引委員会のホームページについての御紹介でございます。ホームページを利用してかなり積極的に情報発信しているつもりでございます。ただ、その裏返しとして、情報がいっぱいあり過ぎて見付けられないと、階層が深過ぎるですとか、どこに何があるか分からないといったような御意見も頂戴することがございます。

そういった御指摘を踏まえまして、最近では、例えば、アドボカシーですとか、デジタル、転嫁円滑化施策パッケージ、こういった重要な活動につきまして、それらの活動についていろんなところに散在しております情報を1か所のページに集めまして、その集めたページにすぐに飛べるようにということでトップページにボタンを配置するといったようなことも行って、できるだけ情報にたどり着きやすいようにというようなことを進めているところでございます。

このスライドの左上の方には年間のアクセス件数を記載してございます。かなりの数を頂いているとは思いますが、必ずしも右肩上がりで順調に増えているというような状況でもございません。やや頭打ちの感もございます。

こういったこともありまして、このホームページの活用に加えまして、最近ではSNSの積極的な活用も進めているという状況で、続きまして、SNSの御紹介でございます。

スライドの10ページになりますけれども、今現在、当委員会で利用しておりますのはツイッター、フェイスブック、それから、ユーチューブにJFTCチャンネルというチャンネルを設けて活動してございます。

このうちツイッターですとかフェイスブックに関しましては、個別に何か新聞発表した場合、それを短く投稿するのは当たり前ですが、それ以外にも採用情報ですとか、各種講演会の案内、さらには、例えば、個別の発表が事件処理のものであったりした場合、その事件に使われました独占禁止法なり下請法なりの規定、これをごく簡単に解説するといった一口メモ、こういったようなものも併せて投稿するということで、理解増進にも取り組んでおります。

さらには、毎年春ですけれども、新社会人の方向けに独占禁止法や下請法について、全く初学者の方に御理解いただくということで非常に簡単な説明、クイズなんかも交えまして連載で投稿して一通り勉強していただく、6月いっぱい終了する予定なんですけれども、そういった連載物の投稿なども行っております。

また、動画の方でも独占禁止法なり下請法なり、いろんな解説動画を上げておるといった状況を御説明しております。

ここから先はツイッターに関しまして特に詳しく御紹介させていただきたいと思っております。

こちらのスライド11ページには表にまとめてございますけれども、年間の投稿件数は数百件ぐらいで推移しております。それから、フォロワー数は、余り大した数字ではない状況でございますが、伸びてはいますけれどもまだ7万人ぐらいということでちょっとお恥ずかしい数字かもしれませ

ん。ちなみにですけれども、消費者庁さんですと約30万、中小企業庁さんですと約13万というフォロワー数があるような状況でございます。

あと、この表の中にはインプレッションとエンゲージメントという言葉も使っておりますけれども、これは実際にフォロワーさんの中でそのページを見てくださった方をインプレッション数、更にその中から「いいね」ですとかリツイートしてくださった方、これをエンゲージメント数というふうにして整理してございます。

続いてのスライドはSNSに関してこんな取組をしておりますという1つの事例を紹介したものでございますけれども、目を引くようなイラストを多用するみたいなものは当たり前かもしれません。その他、いずれも当たりの話かもしれませんけれども、できるだけ冒頭のところに、誰々の皆さん、例えば採用の関係の投稿であれば、国家公務員志望の皆さんなどと呼び掛けの言葉を冒頭に書きまして、その投稿が誰向けのものであるかということをしてできるだけ早い段階で明らかにすると。

さらに、似たような投稿を連投するのであれば、例えば採用情報を連投するのであれば、それが採用情報だということがすぐに分かるように背景を統一するといったようなことも行っております。採用情報の場合、当委員会の写真を背景に使っておりますけれども、そういった形で同じシリーズだということが一目瞭然になるようにというようなことも行っております。

次のスライドは省略させていただきまして、14ページまでお進みいただきますと、先ほど実際に表示してくださった方ですとかリツイートしてくださった方というのをインプレッションとかエンゲージメントというふうに申しあげましたけれども、令和3年度まででそれらが高かった具体的な投稿の例でございます。

実態調査でまいりますと、コンビニエンスストアの実態調査、それから、飲食店ポータルサイトの実態調査、こういったものはやはりエンゲージメントが高い結果でございました。個別事件ですと、やはりアップルなんかの事件は多く見られているという状況でございました。

こういったことからすぐに思い付くことなんですけれども、次のスライ

ド15でございますが、認知度の高いサービスですとか事業者さん、こういったものについての投稿は、やはりエンゲージメントが高くなるということは確かにあるんだろうと、ですから、コンテンツ自体の善し悪しというところが、大きく影響しているのは間違いないと思います。

他方でと書かせていただいておりますけれども、コンテンツだけとは限らないと、例えばですけれども、飲食店ポータルサイトの実態調査、こちらは調査報告書本体では正に行政の報告書としてかちつとした表現で「飲食店ポータルサイト」と表現してございましたが、ツイッターでつぶやくときにはより日常な言葉ということに置き替えまして、これはいわゆるグルメサイトのことだというようなつぶやきを行っております。

その拡散経路をたどってみたところ、ハッシュタググルメサイトというのが、あるインフルエンサーの方の目に留まって、多くリツイートされたと、それが拡散につながったんじゃないかというような分析でございました。

ですので、申し上げたかったことは、コンテンツだけに限らず、まだ我々投稿者側に工夫の余地があるんだろうというふうに思っているというところでございます。

最後のスライドになりますけれども、残念ながら当委員会の認知度、まだまだ向上に向けて取組が必要だろうというふうに考えております。

潜在的には公正取引委員会の活動に関係するものの、普段関心を持っていただけない事業者の方、こういった方にどのようにアプローチしていくのかと、そういった検討課題は我々いろいろ持つておるというふうに認識しております。

ちなみにでございますけれども、7月になりますと7月11日からフジテレビの月曜9時の枠で「競争の番人」の放送が始まります。こちらの放送によりまして、当委員会の認知度向上、こちらへの貢献、非常に期待するところではございます。ただ、あちらは飽くまでフィクション、エンターテインメントのドラマでございますので、その勢いを借りつつも我々自身、広報活動を引き続き工夫して認知度向上に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

説明、以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について御意見とか、御質問を頂きたいと思えます。

まず、河野会員からリクエストが来ていますので、河野さん、お願いします。

○河野会員 御説明ありがとうございました。

広報戦略については、ユーザーフレンドリーの視点から着実に改善が進んでいると考えています。国民からみると公正取引委員会とか、独占禁止法、下請法という名称はそもそも固いイメージがあって、活動実態やその恩恵については日常生活からは見えにくいので、いわゆるバズるとか、ホームページへのアクセス数が一気にアップするというような状況にはなりにくい素材だというふうに思えます。

ですので、アクセス数アップ対策というよりも、社会システムとしての常識という捉え方をして、成年年齢が18歳になりましたけれども、成人教育の場ですとか、就職を控えた学生さん向けとか、企業の新入社員研修など、そういった機会を捉えて、これは社会で生きていく上で必須の教養なんだよというぐらいな形で周知を図っていくという、ある意味地道な手法が実は大事ではないかというふうに感じています。

先ほどお話のあった7月期のテレビドラマで公正取引委員会が舞台になると私も聞きましたし、どんなふうな取り上げられ方をするのか、とても楽しみですけれども、でも、初めてこういうふうなメジャーの場で公正取引委員会の活動が取り上げられるわけですから、この機を捉えてフォローを増やす作戦もいいのかなと思っています。応援しておりますので、これからも頑張ってください。

以上です。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

何かありますか。

○原官房総務課長 ツイッターの投稿案を日々あれこれ考えている立場からすると、やっぱりバズりたいという気持ちがないわけではないんですけども、そ

こを必ずしも目指さず、地道な活動というのは御指摘のとおりだと思います。

特に社会常識として普及させるべきじゃないかというのは、正に独占禁止法教室はそういうつもりでやっております、あれは別にリクルート活動のためにやっているわけではございません。それも意味がある場面もございますけれども、基本は学生の皆さんが将来、社会に出て経済活動に参加していただくときに、多くは事業者の方に就職されるわけですが、そのときいろんな活動をする中で、そういえば、独占禁止法という法律があったのと、下請法という法律があったのと、そういったことを頭の片隅に置いていただきたいと、それできちんとしたルールにのっとった経済活動をしていただきたいと、こういった発想もありまして地道にやっているとでございます。

こういった活動を引き続き続けてまいるとともに、御指摘がありましたとおり、今回のドラマの機会も捉えた活動というのもできるだけ考えていきたいというふうに思っております。コメントありがとうございます。

○伊藤会長 はい、どうも。

ほかにどなたか御発言ありますか。

どうぞ。

○竹川会員 毎日新聞の竹川です。非常に多岐にわたっていろいろ広報されているのがよく分かりました。

1点だけ意見みたいな話になるかもしれませんが、ずっとここ数年というか、最近力を入れておられるプラットフォームの規制とか、あるいはデジタルにおける個人のデータを取り扱う権利とか、こういう話って、やっぱり、そもそも消費者というか、利用者そのものの利益に関わるんで、その辺の理解を深めるためにも消費者教育みたいなところを公正取引委員会の方からもやっていただければなと思います。

実際、いろいろ取り扱って、デジタル庁とかそういうところもあるんですけども、余りそういう感じでやっていらっしゃるところがないので、そういうのもお願いできればと思います。意見みたいなものです。ありがとうございます。

○伊藤会長 何かありますか。

○原官房総務課長 今日の御説明は、どちらかというところとすごく広く浅くやっていますという活動の御紹介でしたけれども、別途特定の実態調査なり、事件処理したときにはそれに対しての一生懸命広報というのも大切な仕事でございます。

本日、議題1から何度も出ておりますアドボカシー、実態調査の関係でも実態調査が公表されたときには、単に発表しておしまいとならずに、一生懸命宣伝活動、その周知活動が大切だと思っておりますので、これまでもデジタル・プラットフォーム関係については幾つか実態調査させていただいておりますけれども、それも発表しておしまいということではなく、いろんなところにきちんと御説明という形で御理解いただきたいという活動はこれまでもやっておりますし、引き続き充実させていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

ほかにどなたか御発言ございますか。よろしいですか。

それでは、まだ時間は早いようなんですけれども、御発言もないようですので、本日の討議はこの辺りで終了させていただきたいと思えます。

最後に、古谷委員長から御発言を頂きたいと思えます。よろしく願います。

○古谷委員長 委員長の古谷でございます。

今日は暑い中を御参加を頂いて、貴重な御意見をたくさん頂きまして大変ありがとうございました。

議題1で御紹介をさせていただいたアドボカシーとエンフォースメントの強化、それから連携というのを改めてこういうステートメントでお示しをしたのは、御意見もいろいろ頂きましたけれども、デジタル分野については、今、政府全体で、依田会員からもお話があったような事前規制の検討も含めて議論が行われておりまして、国際的にも欧米でもいろんな新しい規制制度の立案の議論が進んでおります。

そういう新しいルールメイクの議論の傍らで、私どもは独占禁止法で与えられている手立て、これをなるべくきちんと使って、独占禁止法は事後

的に違反事件を取り締まって摘発をするという仕組みですけれども、それを改めてきちんとやっていくために積極的な執行なり、アドボカシー活動を進めていきたいという、私どもの、ある意味で改めての意思表示をここでさせていただいたということでありまして、是非、御理解を頂ければなというふうに思っております。

同時に、政権の大きな課題であります成長と分配の好循環という政策対応の一環で、価格転嫁円滑化のために独占禁止法と下請法の執行をこれまで以上に強化するという取組も進めておるわけですけれども、これ、御説明させていただいたように、サプライチェーン全体の連鎖とつながりというのに着目をしまして、垂直的な競争環境の整備を図るということを目指しているわけでありまして。

少し広く問題意識を捉えると、今、世界的な共通課題になっておりますSDGsの下で、正に持続可能、サステイナブルで、かつインクルーシブな成長を目指していくんだというようなことになっていまして、競争政策というのは成長政策でもあり、分配政策でもあるような形になっていまして、これまでのような水平的な競争の課題だけではなくて、垂直的な競争環境の整備ということもかなりこれから大事な議論になっていくんだろうなと、そういうふうに思っています。

そういうことで、国際的に共通の課題に取り組まなければいけないことと併せまして、我が国が今抱えています経済社会の課題にも競争政策でどういうふうに取り組んでいくか、その双方の問題について、ますます公正取引委員会がやるべきことがいろいろ広がってきておりまして、是非、独占禁止懇話会の皆さん方には、公正取引委員会の良きウオッチャーとして引き続きいろいろと御支援・御助言を頂けると有り難いなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

今日は最後に一言御礼を申し上げたいと思います。実は、このメンバーの皆さんによる会合は本日をもって最後となります。伊藤会長を始め委員の皆さん方におかれましては、これまでも多岐にわたる論点につきまして御議論を頂きまして、大所高所からの御知見を賜るとともに、時には、私ども公正取引委員会の競争政策について対外発信の橋渡しも担っていただ

きました。これまでの御指導・御鞭撻に対しここに改めて厚く御礼を申し上げます。今後の皆さんのますますの御発展をお祈り申し上げたいと思います。ありがとうございました。

私は以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、最後に事務局から連絡事項がございます。

○小林経済取引局長 経済取引局長の小林でございます。

ただいま委員長からも申し上げましたとおり、現在の第17期独占禁止懇話会の会員の任期につきましては本年8月までとなっており、本日の会合がその第17期独占禁止懇話会の最終会合となります。会員の皆様におかれましては、これまで活発に御議論いただきありがとうございました。

改選に関しましては、後日改めて御相談したいと考えておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、今回はこれにて閉会とさせていただきたいと思います。

会員の皆様にはこれまでお忙しいところを御協力いただきましてありがとうございます。本日は長時間にわたり御議論いただきまして誠にありがとうございます。これで終わりにしたいと思います。